

特約の概要

特約	補償の概要
<p>① 弁護士費用特約 (日常生活・自動車事故型)</p>	<p>被保険者が負担された次の所定の費用をお支払いする特約です。</p> <p>■被害事故弁護士費用保険金 日常生活における偶然な事故(自動車事故を含みます。)により被保険者がケガなどをされた場合や自らの財物(自動車、家屋など)を壊された場合に、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用や、弁護士などへの法律相談・書類作成費用などを保険金としてお支払いします。 【保険金額】●被害事故弁護士費用保険金 1事故1被保険者につき300万円限度 ●被害事故法律相談・書類作成費用保険金 1事故1被保険者につき10万円限度</p> <p>■刑事弁護士費用保険金 自動車を運転中の事故などにより、被保険者が他人にケガなどをさせた場合に、刑事事件(少年事件を含みます。)の対応を行うために支出された弁護士費用*や、弁護士などへの法律相談費用などを保険金としてお支払いします。 【保険金額】●刑事弁護士費用保険金 1事故1被保険者につき150万円限度 ●刑事法律相談費用保険金 1事故1被保険者につき10万円限度 ※相手の方が死亡された場合または被保険者が逮捕もしくは起訴された場合に限りです。</p>
<p>弁護士費用特約 (自動車事故限定型)</p>	<p>弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)の被害事故弁護士費用保険金および被害事故法律相談・書類作成費用保険金をお支払いする場合、自動車事故に限定した特約です。</p>
<p>② 個人賠償責任特約</p>	<p>日本国内、国外を問わず、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが日常生活における偶然な事故(例:自転車運転中の事故など*)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合、または誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合に、法律上の損害賠償責任の額について、保険金をお支払いする特約です。なお、損保ジャパンの同意を得て支出された示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。日本国内で発生した事故に限り示談交渉サービスが付きまます。 ※自動車事故などを除きます。 【保険金額】日本国内で発生した事故:無制限 日本国外で発生した事故:1事故につき1億円</p>
<p>③ 車両新価特約</p>	<p>ご契約の自動車が全損になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上*となった場合、実際にかかる自動車の再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)または修理費について、新車価格相当額を限度にお支払いする特約です。また、所定の要件を満たす場合は、再取得時諸費用保険金として新車価格相当額の20%(40万円限度)または20万円のいずれか高い額をお支払いします。 ※内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じた場合に限りです。 (注)事故発生日の翌日から起算して1年以内に代替の自動車を再取得またはご契約の自動車を修理された場合に限りです。</p>
<p>④ 地震・噴火・津波 車両全損時一時金特約</p>	<p>地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車が流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。</p>
<p>⑤ 故障運搬時 車両損害特約</p>	<p>ご契約の自動車が故障により走行不能となり、レッカーけん引された場合に、ご契約の自動車の故障損害に対して、協定保険価額または100万円のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いする特約です。ただし、ご契約の自動車をレッカーけん引することについて、損保ジャパンへ事前連絡した場合に限りです。 (注)損保ジャパンへの事前連絡に、取扱代理店への連絡は含みません。</p>
<p>⑥ 代車等諸費用特約 (30日型)</p>	<p>ご契約の自動車が、ロードアシスタンス特約のお支払いの対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、レッカーけん引された場合*1に、被保険者が負担された次の所定の費用をお支払いする特約です。なお、事故の場合は、代車費用保険金は、走行不能とならないときもお支払いの対象となります。 【保険金額】●代車費用保険金*2 1事故につき1日あたりの代車費用の額*3に、代車の利用日数*4を乗じた額を限度とします。 ●宿泊費用保険金 1事故1被保険者につき1万円限度 ●移動費用保険金 1事故1被保険者につき2万円限度*5 ●引取費用保険金*6 1事故につき15万円限度 ※1 法令上の走行不能時に自力でご契約の自動車を移動し、修理工場に入庫した場合を含みます。 ※2 修理などでご契約の自動車を使用できない期間のレンタカー費用がお支払いの対象となります。 ただし、お支払いの対象となる期間は事故発生日などの翌日から起算して1年以内に限りです。 ※3 保険証券(または保険契約継続証)記載の保険金額を限度とします。 ※4 30日を限度とします。 ※5 タクシー・レンタカーを利用した場合は1事故1台につき2万円限度となります。 ※6 修理工場などへご契約の自動車を引き取るために要した往路1名分の交通費に限りお支払いの対象となります。</p>
<p>代車費用の補償日数 短縮特約(15日型)</p>	<p>代車等諸費用特約(30日型)の代車費用保険金のお支払い対象となる代車の利用日数を15日に短縮する特約です。 (注1)お支払いの対象となる期間は事故発生日などの翌日から起算して1年以内に限りです。 (注2)宿泊費用保険金、移動費用保険金、引取費用保険金は、代車等諸費用特約(30日型)に定められた基準に従い、保険金をお支払いします。</p>
<p>⑦ ドライブレコーダー による事故発生時の 通知等に関する特約</p>	<p>ご契約の自動車の搭載されたドライブレコーダー*が事故による衝撃を検知したことにより信号を発した場合は、損保ジャパンがそれを受けて事故の事実を確認したときは、普通保険約款に定める「事故発生時の通知義務」が履行されたことなどを定める特約です。なお、この特約を付帯したご契約には、安全運転支援サービス「DRIVING!(ドライビング!)」が提供されます。 ※損保ジャパンから貸与する当社オリジナルドライブレコーダーに限りです。</p> <div data-bbox="1045 1601 1524 1747" style="text-align: center;"> <p>高性能 ドライブレコーダー + もしもの時の 事故対応サポート + 運転診断レポート トレーニング機能</p> </div>

(注)記名被保険者またはそのご家族が、複数のご契約に「個人賠償責任特約」「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」「(自動車事故限定型)」を付帯した場合は、補償に重複が生じることがありますのでご注意ください。

★「THE クルマの保険」は「個人用自動車保険」、「SGP」は「一般自動車保険」のペットネームです。

★このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり(約款)」「重要事項等説明書」などをご覧ください。詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

 **損害保険ジャパン株式会社**

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<連絡先><https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

ヒューリック保険サービス株式会社
保険営業第三部 OK I 営業室

東京都台東区鳥越1-8-2ヒューリック鳥越ビル
フリーダイヤル: 0120-426-118

<https://www.hulichs.co.jp>